

名古屋市青少年交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第41号

名古屋市青少年交流プラザ条例の一部を改正する条例

名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1プラザ（分館を除く。）の施設の使用の表中

「

2,300円 (4,600円)	4,600円 (9,200円)	6,900円 (13,800円)	9,200円 (18,400円)
--------------------	--------------------	---------------------	---------------------

を

」

「

2,500円 (5,000円)	5,000円 (10,000円)	7,500円 (15,000円)	10,000円 (20,000円)
--------------------	---------------------	---------------------	----------------------

に、

」

「

900円 (1,800円)	1,800円 (3,600円)	2,700円 (5,400円)	3,600円 (7,200円)
400円 (800円)	800円 (1,600円)	1,200円 (2,400円)	1,600円 (3,200円)

を

」

「

900円 (1,900円)	1,900円 (3,800円)	2,800円 (5,700円)	3,800円 (7,600円)
400円 (900円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,700円)	1,800円 (3,600円)

に改める。

」

別表第 1 2分館の施設（宿泊室を除く。）の日帰り使用の表を次のように改める。

2 分館の施設（宿泊室を除く。）の日帰り使用

使用区分		使用料の額					
		午 前	午 後	午 前 午 後	夜 間	午 後 夜 間	1 日
体育室	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	3,600円	3,600円	7,200円	4,100円	7,700円	11,300円
	その他の場合	8,700円	8,700円	17,400円	9,900円	18,600円	27,300円
プレイルーム	附属の音響装置及び映像装置を使用する場合	6,500円	6,500円	13,000円	7,400円	13,900円	20,400円
	附属の音響装置及び映像装置を使用しない場合	4,000円	4,000円	8,000円	4,500円	8,500円	12,500円
第1活動室		1,800円	1,800円	3,600円	2,000円	3,800円	5,600円
第2活動室		2,400円	2,400円	4,800円	2,700円	5,100円	7,500円
音楽室	第1音楽室	2時間 500円					
	第2音楽室	2時間 700円					
和室	第1和室 第2和室 (1室につき)	600円	600円	1,200円	600円	1,200円	1,800円
	第3和室 第4和室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,300円	2,500円	3,700円
	第5和室 第6和室 第7和室 第8和室	600円	600円	1,200円	600円	1,200円	1,800円

	(1室につき)						
	第9和室 第10和室 第11和室 第12和室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,300円	2,500円	3,700円
教室	第1教室	1,300円	1,300円	2,600円	1,400円	2,700円	4,000円
	第2教室 第3教室 (1室につき)	900円	900円	1,800円	1,000円	1,900円	2,800円
	第4教室	1,800円	1,800円	3,600円	2,000円	3,800円	5,600円
備考							
1 使用時間の区分は、次のとおりとする。							
(1) 午 前 午前 9時から午後 0時30分まで							
(2) 午 後 午後 1時から午後 4時30分まで							
(3) 午前午後 午前 9時から午後 4時30分まで							
(4) 夜 間 午後 5時から午後 9時まで							
(5) 午後夜間 午後 1時から午後 9時まで							
(6) 1 日 午前 9時から午後 9時まで							
2 附属設備の使用料の額は、附属設備の品目ごとに規則で定める額とする。							

別表第 1 3分館の施設の宿泊使用の表中

「

宿泊室及びその他の施設（市長が必要と認めるものに限る。）	15歳以上30歳未満の者（中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。）	1人 1泊	600円
	30歳以上の者	1人 1泊	1,900円

」

を

「

宿泊室及びその他の施設（市長が必要と認めるものに限る。）	15歳以上18歳未満の者（中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。）	1人 1泊	600円
	18歳以上35歳未満の者	1人 1泊	900円
	35歳以上の者	1人 1泊	2,800円

」

に改める。

別表第 2を次のように改める。

使用区分	使用料の額	
	プラザ（分館を除く。）	分館
駐車場（1台につき）	1日 1回 400円	1日 1回 300円
備考 駐車時間が30分以内のときは、無料とする。		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8年10月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例の規定に基づく許可の申請その他プラザの施設を使用するために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正前の名古屋市青少年交流プラザ条例別表第 2 の回数券を使用する場合に係る施行日以後の使用については、なお従前の例による。